

## 小城郡合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小城郡合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、小城郡合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規約第7条に定める委員及び規約第15条に定める監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 規約第7条第1号に掲げる委員 支給しない
- (2) 規約第7条第2号に掲げる委員 日額1,100円
- (3) 規約第7条第3号に掲げる委員 日額4,800円
- (4) 規約第15条に掲げる監査委員 日額4,800円

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために4町以外の区域に旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会委員等に支給する旅費については、会長の属する町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月3日から施行する。

別表(第3条関係)

車 賃 (1回メートルにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)	
	県 外	県 内	県 外	県 内
37円	2,500円	2,200円	10,900円	9,800円